

社団法人日本福祉車両未来研究会

【ニュース】2017_01_06

60歳以上の個人事業主なら年金減額なし 在職老齢年金のしくみ

◆60歳以上65歳未満の在職老齢年金	
①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき	→ 支給停止額=0円(全額支給)
②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	→ 支給停止額=(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)×1/2×12
③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	→ 支給停止額=((47万円+基本月額-28万円)×1/2+総報酬月額相当額-47万円))×12
④基本月額が28万円を超えて、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	→ 支給停止額=総報酬月額相当額×1/2×12
⑤基本月額が28万円を超えて、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	→ 支給停止額=(47万円×1/2+(総報酬月額相当額-47万円))×12

◆65歳以上の在職老齢年金	
①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき	→ 支給停止額=0円(全額支給)
②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき	→ 支給停止額=(総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2×12

減額されたり、支給停止される。60歳以降在職しながら受給する「老齢厚生年金」を「在職老齢年金」という。

ここで「年金」というのは、「基本月額」のことで、これは加給年金額を除いた「特別支給の老齢厚生年金」の年金額を、12分の1にしたものである。また、ここで「収入」というのは、「総報酬月額相当額」のことで、これは、標準報酬月額と、その月以前1年間の標準賞与額の合計を12分の1にしたものの合計。わかりやすくいうと、現在の月収と、過去1年分のボーナスの金額を12分の1にしたものを合わせたものである。

60歳以上65歳未満の人の場合、「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計額が28万円以下、65歳以上の人の場合は、47万円以下であれば、年金は全額支給される。

「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計額が、この金額を超えると、年金は減額されたり、全額支給停止となるが、いくら減額されるかは、別表のような計算式で出すことができる。

仮に、「基本月額」が18万円で、「総報酬月額相当額」が28万円の64歳の人の場合、年金が月額9万円減額され、受給する年金月額は9万円となる。このケースだと、働くことによる1ヶ月あたりの収入は28万円なので、年金と合算すると、1ヶ月37万円となる。

この人が65歳になり、「総報酬月額相当額」が同じであれば、「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計額は46万円なので、年金は全額支給される。

厚生年金保険に加入して60歳以降も働くと、収入が多ければ、年金は減額されるが、60歳以降働いても、年金を減額されない方法もある。

60歳以降も、会社員として働き続ける人がいるが、厚生年金保険の適用事業所に勤務している70歳未満の人は、短時間労働者などを除いて、年金を受給していても、厚生年金保険に加入しなければならないことになっている。

60歳以上で厚生年金保険に加入して働いていて、年金も受給する場合、年金と給料等の合計額が一定額を超えると、年金が

個人事業主になって、会社から業務を請け負えば、どんなに収入が多くても、厚生年金保険の加入者ではないので、年金は減額されずに受給することができる。専門性がある業務や外部発注できるような業務でなければ難しいかもしれないが、可能性があるようなら、検討してみよう。

なお、20歳以上60歳未満の自営業者は、「第1号被保険者」として、国民年金に加入し、保険料を支払わなければならないが、60歳以上であれば、国民年金に加入する必要はない。

(夕刊フジ; ファイナンシャルプランナー 古鉄恵美子)

〒460-0006
愛知県名古屋市中区葵1丁目27番3号
染木第2ビル4階403号室
社団法人日本福祉車両未来研究会
電話 052-937-2941
FAX 052-937-2940
Mail info@294mirai.com
<事務局 吉川 剛>

会員企業名
〒239-0842 横須賀市長沢6丁目30番4号 有限会社ヤマヨ久保田商会 電話 046(849)3210 FAX 046(849)7147